

## 第4節 仕組みをよりの確に運用する

### 1 環境活動が評価される仕組みの運用

#### 1-1 みえ環境活動賞

県内の環境保全に関する自主的な取組を促進するため、環境保全に取り組む個人・団体を表彰する「みえ環境活動賞」を平成18(2006)年度から実施しています。平成23(2011)年度は、30件の応募があり、5団体が受賞しました。

平成23年度は、2件の事業の準備書(道路の新設事業、鉱物の掘採事業)について、地域及び事業の特性を考慮し、大気環境や水環境の保全、希少動植物の保護と生態系の保全、廃棄物の適正管理等について配慮するよう三重県環境影響評価委員会の答申を受けて、意見を述べました。

また、環境影響評価手続きであらかじめ調査・予測・評価を行った内容について、事業者自らで実際の影響を調査し、また、影響が大きい場合にどのように対処を行ったかをまとめた事後調査報告書の送付が、17件ありました。

### 2 環境影響評価等の実施

#### 2-1 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測及び評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町長、住民等の意見を聴いた上で、事業者自らが環境配慮を行い開発事業等を実施することにより、自然環境・生活環境を保全していくための制度です。

三重県では昭和54(1979)年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、この制度により環境保全を進めてきましたが、平成9(1997)年6月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、三重県の環境影響評価制度についても、制度の充実・強化を図るため、平成10(1998)年12月に「三重県環境影響評価条例」を制定し、平成11(1999)年6月12日から全面施行しました。

条例は、一定規模以上の開発事業等に対し、環境の保全について適正な配慮を確保することを目的とし、従来の要綱に比べ、土石の採取・鉱物の掘採などの追加や規模要件の引き下げにより対象事業の範囲を拡大しています。

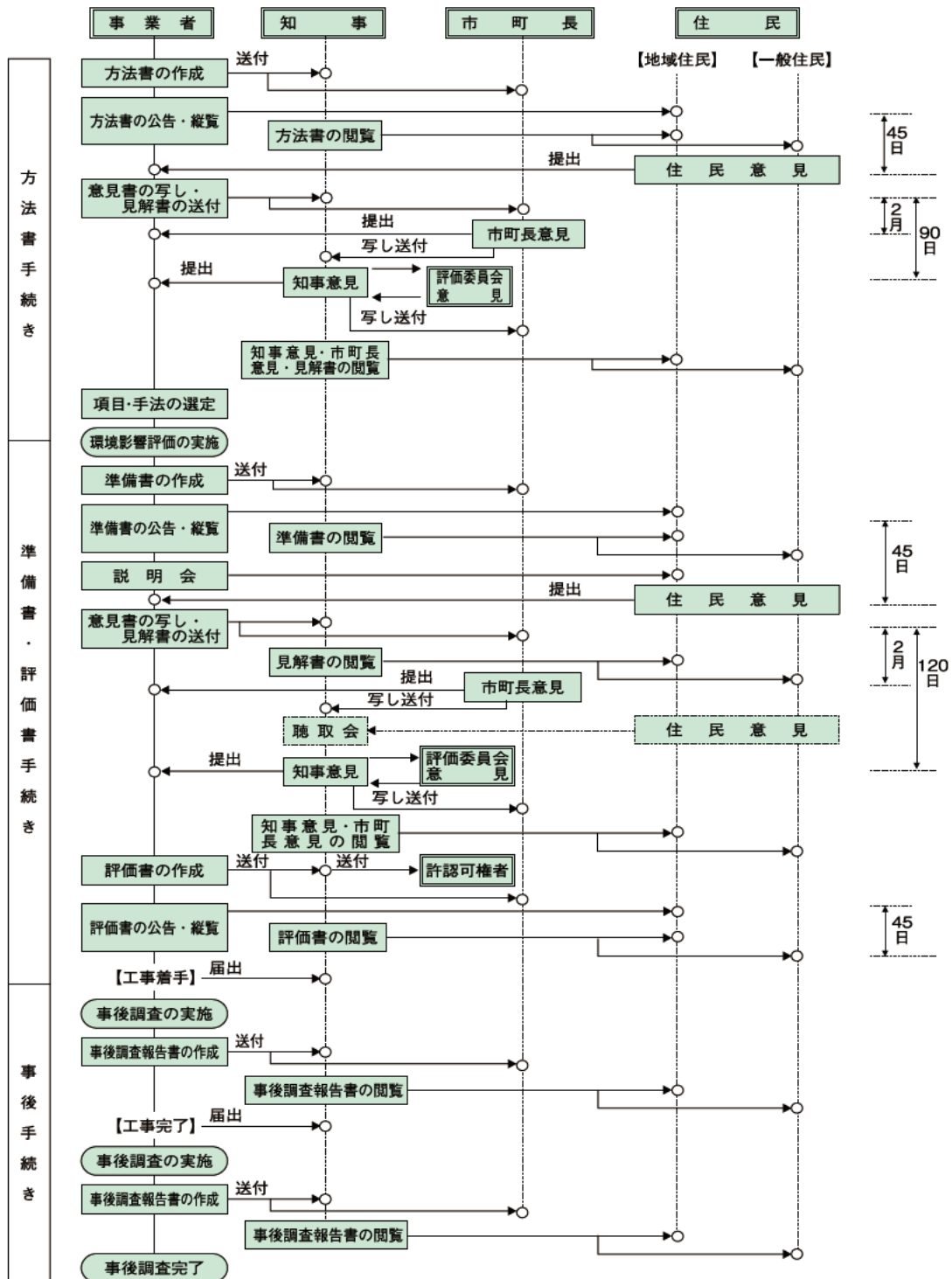
また、調査・予測及び評価の項目や手法の決定段階での公表や、住民等が事業者に対し意見書を提出できる機会の増加など住民等の参画機会の拡大・充実が図られました。

なお、条例に基づく手続きの体系は、図3-4-1に示すとおりです。

また、要綱施行も含め、平成23(2011)年度末までに評価書作成までの一連の手続きが終了したものは137件です。

# 第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

図3-4-1 三重県環境影響評価条例の手続フロー図



## 3章4節

◀ 仕組みをよりの確に運用する

### 3 公害事前審査制度の活用

#### 3-1 公害事前審査制度の活用

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和47(1972)年7月に「三重県公害事前審査会条例」を制定し、公害事前審査

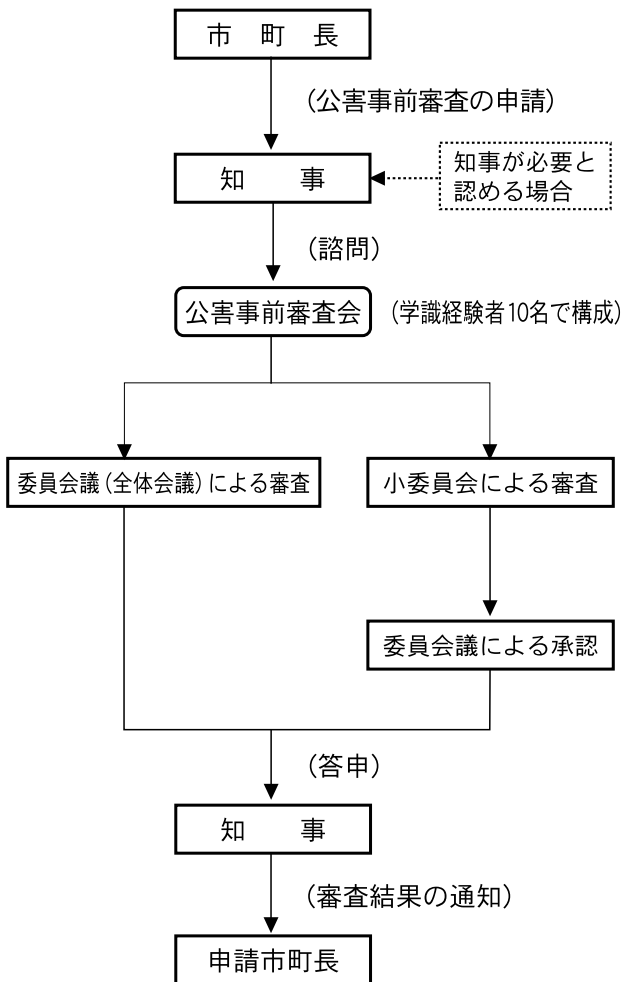
を実施しています。

審査の重点は、①公害防止施設等に関する技術的検討、②工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響、③法または条例に基づく排出基準等の適合性についてであり、学識経験者による慎重な検討が行われます。

平成23(2011)年度までに審査を実施した

のは、189 件です。

図 3-4-2 公害事前審査の手続き



## 3-2 公害防止計画

### (1) 公害防止計画の策定

公害防止計画は、環境基本法第 17 条（平成 5（1993）年 11 月までは公害対策基本法第 19 条）の規定に基づき、公害の防止に係る各種の施策を総合的に講じて公害の防止を図ることを目的とし、関係都府県知事が作成するものです。

本県においては、昭和 45（1970）年 12 月に、四日市市、(旧) 楠町、朝日町、川越町の 1 市 3 町を計画区域とする第 1 期四日市地域公害防止計画を策定して以来、平成 22（2010）年度まで 8 期計 40 年にわたり計画の策定を行ってきました。

平成 18（2006）年度から 22（2010）年度までを期間とする第 8 期計画では、四日市市のみが対象区域となり、その概要は次のとおりでした。

#### ア 計画地域

四日市市 1 市

#### イ 計画の目標

大気汚染、水質汚濁、自動車交通公害等に係る環境基準等の達成維持

#### ウ 計画の主要課題

a. 都市地域における大気汚染対策  
都市地域における光化学オキシダント等に係る大気汚染の防止を図ります。

#### b. 自動車交通公害対策

国道 23 号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等に係る大気汚染、騒音の防止を図ります。

#### c. 四日市地先海域の水質汚濁対策

伊勢湾の COD に係る水質汚濁・富栄養化の防止を図ります。

#### エ 主要課題に係る主な施策

#### a. 都市地域における大気汚染対策

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン対策として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく大気中への排出量、廃棄物としての移動量の届出、化学物質管理指針に基づく事業者による自主管理計画の策定を促していくとともに、引き続き、大気環境測定を実施していきます。

また、硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質対策として、大気汚染防止法、県条例及び県上乗せ条例に基づく規制基準等の遵守の徹底を図るため、引き続き、監視指導を行います。

#### b. 自動車交通公害対策

国道 23 号等の主要幹線道路沿道における交通公害対策として、自動車排気ガスに係る施策の推進、低公害車の普及促進や「自動車 Nox・PM 法」の対策地域指定による車線規制等の発生源対策を実施するとともに、遮音壁の設置等による道路構造改善対策を実施します。また、交通管制システムやバイパス、立体交差等の整備による交通円滑化対策を実施するとともに、引き続き、民家の防音工事等の沿道環境整備対策や監視体制の整備に努めます。

#### c. 四日市地先海域の水質汚濁対策

伊勢湾水質汚濁・富栄養化防止対策として、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含

# 第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

有量に係る総量削減計画」に基づき規制基準を強化するなど総量規制を引き続き実施するとともに、窒素・燐含有量の排水基準の遵守の徹底を図ります。

また、生活排水対策として、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の施設整備を進めるとともに、ホームページ「三重の環境」等を活用して普及啓発を行います。

## (2) 公害防止計画に係る事業実績

### ア 汚染負荷量等の概要

公害防止計画協力工場に係る燃料使用量、硫黄酸化物等の排出実績は表3-4-1のとおりです。

また、化学的酸素要求量（COD）負荷量は表3-4-2のとおりです。

### イ 公害防止施設の整備拡充等

#### a. 地方自治体が実施した事業

平成22（2010）年度には公害対策事業として、流域下水道整備事業、公共下水道整備事業、公害保健対策事業等が実施され、約69億円が投資されました。

また、公害関連事業として、公園緑地等整備事業、交通対策事業、地盤沈下対策事業等が実施され、約44億円が投資されました。

#### b. 企業が実施した事業

平成22（2010）年度には公害防止計画協力34工場で実施された公害防止施設の整備等の事業は投資総額で約24億円です。

表3-4-1 燃料使用量・硫黄酸化物等の排出量の実績

項目		年度	
		第8期計画 H21	第8期計画 H22
燃料使用量（万kl/年）		2,859	2,144
平均硫黄含有率（％）		0.86	1.20
排出量	硫黄酸化物（t/年）	1,198	859
	窒素酸化物（t/年）	4,872	4,635
	ばいじん（t/年）	152	101
協力工場数		34	34

(注) 1. 燃料使用量は重油換算した値です。  
2. 平均硫黄含有率は重油以外の燃料も含んでおり、加重平均した仕上がり後の値です。

表3-4-2 化学的酸素要求量（COD）負荷量実績

項目	年度	
	第8期計画 H21	第8期計画 H22
特定排出水量（万kl/日）	24.1	24.6
COD負荷量（t/日）	4.0	4.6
協力工場数	34	34

(注) 特定排出水とは、水質汚濁防止法に規定される特定施設から排出される水のことであり、間接冷却水などは含まれません。

## 4 環境保全協定の締結促進

### 4-1 環境保全協定締結の推進

三重県環境基本条例第5条では、事業者の責務として「事業者は、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町等では環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は平成23（2011）年度末で1,315件となっています。

## 5 公害紛争への対応

### 5-1 公害健康被害者に対する補償給付

#### 救済対策の推移

三重県における公害健康被害者の発生は、四日市塩浜地区の石油化学コンビナートが本格的に操業を始めた昭和35（1960）年頃からみられるようになり、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患（いわゆる「四日市ぜん息」）が多発し、大きな社会問題となりました。

こうした事態に対応するため、公害健康被害者を救済する制度の整備が進められ、昭和40（1965）年5月には、四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度（自己負担分を市が負担）が全国に先駆けて発足しました。

国においても、昭和44（1969）年12月に、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が

3章4節

◀ 仕組みをよりの確に運用する



制定され、公害健康被害者として認定された方に対する医療費、医療手当及び介護手当の支給が行われるようになり、昭和 49（1974）年 9 月には、「公害健康被害補償法」が施行され、医療費等に加え障害補償費や遺族補償費など財産的損失に対する補償の給付も行われるようになりました。

これらの法制度において、本県では、四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地と旧楠町全域が指定地域として定められ、同地域に一定期間以上居住または通勤して健康に被害を受けた方が公害健康被害者として認定されました。

その後、大気環境の改善の状況をふまえ、昭和 62（1987）年 9 月に「公害健康被害補償法」は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正されました。この改正により、昭和 63（1988）年 3 月にすべての指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりましたが、既に認定を受けた公害健康被害者やその遺族については、従来どおり認定の更新や補償給付が行われています。

四日市市における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については次の表の示すとおりです。

表 3-4-3 被認定者数の推移（単位：人）

年度	年度末被認定者数	
	四日市市	楠 町
H14	515	49
H15	501	49
H16	523	-
H17	512	-
H18	499	-
H19	488	-
H20	476	-
H21	462	-
H22	450	-
H23	433	-

※楠町は平成17年2月7日付で四日市市に編入合併

表 3-4-4 年齢階層別被認定者数（平成24年3月31日現在）  
（単位：人）

年齢	四日市市		
	男	女	計
0～14	-	-	-
15～24	-	-	-
25～39	32	19	51
40～59	83	59	142
60～64	8	9	17
65～	80	143	223
計	203	230	433

表 3-4-5 疾病別被認定者数（平成24年3月31日現在）  
（単位：人）

疾病名	四日市市		
	男	女	計
慢性気管支炎	36	63	99
気管支喘息	167	167	334
喘息性気管支炎	0	0	0
肺 気 腫	0	0	0
計	203	230	433

## 5-2 健康被害予防事業の実施

平成 23（2011）年度には次の事業（表 3-4-6）を実施しました。

表 3-4-6 健康被害予防事業の実施状況

実 施 主 体	四日市市
事 業 名	アレルギー健診事業
対 象	1歳半児及び3歳児
内 容	アレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健師、栄養士による相談事業を行った。
実 施 場 所	四日市市保健所
開 催 数	年11回
参 加 人 数	68名
事 業 名	予防講演会
対 象	小児、成人
内 容	ぜん息、アレルギー等についての発症予防や健康管理に関する講演会
実 施 場 所	四日市市総合会館視聴覚室
開 催 月 日	小児1月14日、成人10月22日
参 加 人 数	小児86名、成人100名

## 5-3 公害等の苦情・紛争の処理

### (1) 公害に係る苦情処理

公害に関する苦情については、公害紛争処理法（昭和 45（1970）年 6 月制定）に基づき、市町と協力して適正な処理に努めています。

また、同法には、公害苦情相談員制度が定められており、三重県では環境森林部及び各農林（水産）商工環境事務所に公害苦情相談員を配置しています。

#### ア 年次別種類別苦情処理取扱状況

平成 22（2010）年度に県または市町が取り扱った公害苦情件数は、1,594 件でした。

#### イ 地区別苦情取扱状況

公害苦情件数 1,594 件を発生地域別に見

# 第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

ると、北勢地域が約44%、中南勢地域が約31%、伊勢志摩地域が約17%、伊賀地域が約4%、東紀州地域が約4%となっています。

公害苦情件数を主な発生原因別に見ると、苦情件数が多い順では、焼却(野焼き)が392件(25%)と最も多く、次いで廃棄物投棄211件(13%)、家庭生活142件(9%)などとなっています。

図3-4-3 種類別公害苦情件数の推移

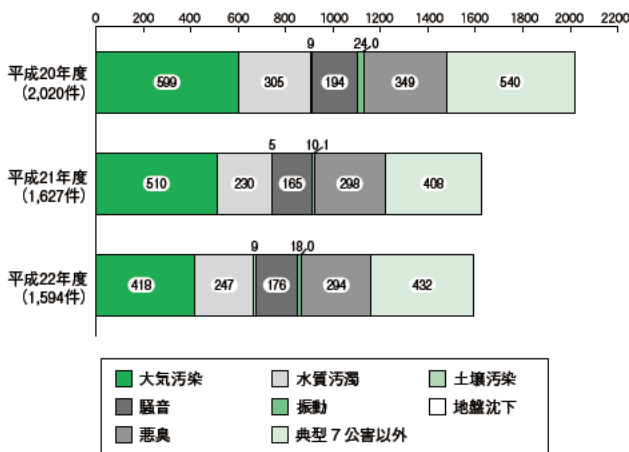
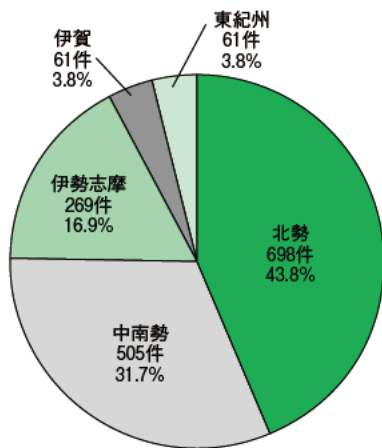
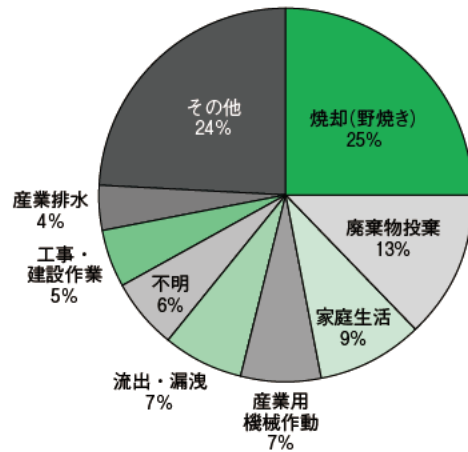


図3-4-4 地域別公害苦情件数 (平成22年度)



(注)北 勢…桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町  
 中 南 勢…津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町  
 伊勢志摩…伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町  
 伊 賀…伊賀市、名張市  
 東 紀 州…尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

図3-4-5 公害苦情の主な発生原因別苦情件数の割合



## (2) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき三重県公害審査会条例を定め、三重県公害審査会を設置して、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行っています。

表3-4-7 公害紛争処理法に基づく最近の事件一覧表

年度	処理種別	処理事件名	終結区分
H21	調 停	コンクリート製造工場騒音等被害防止請求事件	打ち切り
H22	調 停	惣菜工場騒音被害防止請求事件	打ち切り

## 3章4節

◀ 仕組みをよりの確に運用する